

(仮称) 桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書

環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和5年10月20日（金）13：30～16：00

場所：三重県桑名庁舎 第1会議室

委員：大気質について、3点ほどお伺いしたいと思います。

方法書の182から185頁に、環境影響評価項目の選定理由及び除外理由が書かれています。今日の現地調査時に、事業実施区域の北側で、森林を更地にする大規模な工事が実施されていました。今回の方法書では、大気質の項目において、重機の稼働や工事関係車両の走行に伴う粉じんが環境影響評価の対象項目に選定されていたかと思いますが、土地の造成段階の粉じんの予測はされておられません。この地域は、夏以外は概ね風が北から吹いていることから、事業実施区域の南側にある団地に、大気中に風で巻き上がった土埃の影響があると思いますが、土地の造成段階の土埃等の粉じんについては、予測されるのでしょうか。

事業者：粉じんについては、裸地から発生することもあります。それをさらに巻き上げて飛ぶ方が多いと考えていますので、基本的には車両の走行等に伴う粉じんを予測する予定です。基本的に、道路環境影響評価の技術書に書かれている手法で実施しようと考えています。裸地だけで重機が動いていない状態は、重機が稼働中の状況よりも下回ると考えています。

委員：例えば、工事を実施していない日に強風が吹くと、野ざらしの状態であれば、車両が走行していなくても土埃が巻き上がってしまう可能性があります。それについてはどのようにお考えでしょうか。

事業者：散水等で対策をしていきたいと考えています。

委員：2点目は、まだ正式には決まっていないと思いますが、金属製品製造業や電気電子部品製造業などが、誘致予定業種として挙げられています。方法書の184頁では、大気質の有害物質の項目が非選定とされており、施設の供用時に有害物質を発生させる施設を設置しないから、ということを除外の理由として書かれています。誘致予定業種のうち、電気電子部品製造業関係では、脱脂の洗浄剤として、ベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンといった有害物質を使う可能性がありますので、施設の供用後の影響評価項目から除外している理由をお伺いします。

事業者：誘致企業についてはある程度絞り込み、産業分類でお示しましたが、現段階ではまだ誘致企業が決まっていないということが、有害物質を除外している理由の1つです。二酸化いおうと窒素酸化物、浮遊粒子状物質については、重油を使用するボイラー等が設置される可能性がある、ということで環境影響評価項目として選定しています。

有害物質関係については、電気電子部品製造業等で有機溶剤関係が使われた場合でも、基本的には排出基準を満たした状態で排出されると思いますので、現時点では、環

環境影響評価項目には選定していません。予測する場合は、排水基準を用いるのか、もしくは、誘致企業が確定した後にその企業の具体的なデータを用いるのか、その辺りは、今後検討することになるかと考えています。

委員：最後に、184頁の文言についてコメントします。大気質の二酸化いおうは、環境影響評価項目として選定されているにもかかわらず、選定理由の「なお」以降の文章では、「発生車両の走行に伴う硫酸化物の影響は小さいため、環境影響評価項目から除外した」という除外理由を書かれています。「なお」以降の文章は不要で、最初の2行だけで十分ではないでしょうか。

事業者：承知しました。

委員：今回の事業において、水質に関して環境に大きく影響するようなことは、現段階では特にないと思いますが、工事の実施と施設の供用、両方の段階で水質に関する環境影響評価項目から水素イオン濃度が除外されています。工事の実施段階での環境影響評価項目から除外されているということは、その原因となるような材料は使用されないのかと考えますが、例えば工事中の雨水にアルカリ性の成分が浸出し、流出する可能性はないのでしょうか。

それから、施設供用時においても水素イオン濃度を除外しています。誘致企業に、様々な製造業が挙げられている点を鑑みると、水素イオン濃度を変動させるような排水が流れる可能性もあるのではないかと思いますので、水素イオン濃度を除外している理由について、お伺いします。

事業者：まず、工事の実施時の水質の環境影響評価に関し、水素イオン濃度については、コンクリート打設等があった場合等について言われているかと思いますが、基本的には濁水をメインで考えていまして、裸地面積が最大となった場合の濁水の浮遊物質で予測を行います。また、施設の供用時の水素イオン濃度については、誘致企業からの排水の場合は排水基準がありますので、ある程度は低減されて排水されるだろうと考えています。また、水素イオン濃度は予測が難しいということもありますので、現時点では水素イオン濃度は除いています。

委員：予測からは除くということですね。

事業者：調査は行いますので、現況の状態はすべて把握しておきます。

委員：環境基準の健康項目を含め、調査は全てを対象に実施するというので、予測からは、誘致企業が決まっていないので水素イオン濃度を外すということでしょうか。

事業者：その通りです。あとは、将来、施設供用開始後に河川水位等をモニタリングして状況を確認しつつ、もし異常があれば、その時は誘致した企業に対応していただくことになるかと思えます。また、その場合の指導については、おそらく桑名市になるかと思えます。

委員：わかりました。

委員：2点、要望をお話したいと思います。

まず、74頁には、桑名市では、ヒメタイコウチが昭和60年に、桑名市指定天然記念物に指定されており、事業実施区域は、ヒメタイコウチの生息が予想される地域に含まれる、と記載されています。本日の現地調査において、事業実施区域内でヒメタイコウチを非常に短い時間で発見したということも踏まえ、桑名市は、ヒメタイコウチを自らの市の指定天然記念物に指定しておきながら、その生息地を破壊して新たに工業団地を造成する、という自己矛盾を行っていることを、十分に認識する必要があります。それに加えて、三重県もヒメタイコウチの重要性を認識しており、事業実施区域の南側の場所を「嘉例川ヒメタイコウチ生息地」として県指定天然記念物に指定しています。それらのことを併せて考えた上で、この場所の重要性を十分に認識する必要があるということは、事業者も桑名市も考えておいていただきたいと思います。具体的な要望としては、事業実施によりヒメタイコウチがどのくらい失われるのか、ということを知る必要がありますので、この事業実施区域におけるヒメタイコウチの生息密度を定量的に把握していただきたいです。これは、まず、研究者としてぜひ要望したいと思っています。これが1点目です。

それから、このような丘陵地を造成される際にいつもお願いしていることとなりますが、地質関係のことを少し申し上げます。61頁の地質図をご覧くださいますと、今回の事業実施区域は非常に面白い地域になっています。事業実施区域の西側に、桑名市が天然記念物に指定している力尾地区嘉例川火山灰層という非常に特徴的な火山灰層があります。この火山灰層が著しく褶曲しており、事業実施区域の西を南北に走る四日市多度線のところを谷部として、そこを境に今度は東側に緩く上がっていく地形になっています。四日市多度線沿いの事業実施区域の西側が力尾累層という礫層で、概ね80万年から100万年ほど前からの堆積物ですので、ここから顕著な化石が出ることはありません。事業実施区域の東側が、東海層群の大泉累層になりますが、ここが概ね175万年から200万年ほど前の地層となりますので、造成等で切土を行った際にアケボノゾウの化石が発見される可能性があります。そのゾウの骨や歯の化石が出た場合は、ぜひそれを桑名市の財産として寄贈していただきたいです。また、可能であれば、ぜひご連絡いただきたいです。

事業者：今後、環境影響評価を進めていく中で検討させていただきます。

ヒメタイコウチについては、今回の場所を開発するにあたっては、最終的に桑名市の文化財担当部局での審議に入ることになり、ビオトープを作るためにヒメタイコウチの個体数の推定をしていく必要がありますので、必ず定量調査を行います。定量調査を行う際は、まず植生を調査し、湧水や止水環境がどのエリアにあるかを把握します。そこを重点的に、コドラー等々の定量的な調査を実施し、個体数の推定を行っていくことを考えています。

委員：定量調査を実施しても、事業を実施すれば、ヒメタイコウチは殆どその場所では全滅するわけです。また、新たに作ろうとしているビオトープでは、おそらく繁殖できないと思います。これは、池みたいに深いものを作るという計画ですよ。

事業者：あくまでこれは方法書で、調査する前段階での土地利用計画になります。本日の現地調査でもヒメタイコウチが見つかっており、事業実施区域に生息していることは我々も認識していますので、今後の現地調査を経て、保全措置を含めた土地利用計画図を検討していく予定です。

委員：わかりました。

委員：私の方からは植物、植生について、コメントと質問をさせていただければと思います。

まず、調査、予測等の手法に関するコメントです。文献調査において、たくさんの重要種をリストとして挙げられていましたが、実際に存在していることを確認することは難しくないですけれども、いないことを立証するのは難しいと思います。そのため、慎重な調査をお願いしたいです。植物相の調査は、早春と春季、夏季、秋季で実施するようになっており、回数としては十分に見えます。しかし、例えば、常緑系の越冬するような種で、丈の低いものだと、夏は他の丈が高いものに隠れてしまって殆ど見えないので、むしろ冬季の方が観察しやすいことがあります。あとは、特定の時期に特徴的な形態を確認できる植物もあるので、その時期の調査も可能であれば実施していただきたいです。

もう1つは、陸上と書かれていますが、今日の現地調査で確認した場所にも水域がありましたし、リストの中にも水分の多い土壌に見られる植物もたくさん挙げられていました。この事業実施区域は、周囲に大きな河川があり、水田で耕作をされていた、という歴史があるように、全体として不均一に水が多い場所もあるのではないかと思います。従って、そのような点も考慮していただきながら、丁寧な調査をしていただきたいです。

3点目は、評価方法についてですが、それぞれの植物種の生育環境や重要な種に関しては、生育地の消失の程度を把握し、評価をするというように、書かれています。これが具体的にはどういうことなのかわからないのですが、今日の現地調査で見た限りでは、文献調査で用いられた資料の調査以降に、この周辺が大きく開発されているようにお見受けしました。したがって、文献段階での絶滅危惧のランクよりも実はもっと生育環境や生育地が減少している種も、少なからずあるのではないかと思いますので、その点も配慮していただければと思います。

事業者：まず1つ目のコメントの部分についてですが、それは早春の調査ではカバーすることは難しいのでしょうか。

委員：例えば、花茎が伸びると、ロゼットの時の形態がわかりにくくなる種もあり、春と

それ以外の時期で印象が異なっていることがあります。

事業者：具体的にどのような種がそういうものに該当しますか。

委員：例えば、文献調査で挙げられている種の中では、マルバタネツケバナですね。

事業者：現段階では文献調査のみを実施していますので、今後、現地で詳細な調査を行います。その現地に入るにあたって、どのような植物が生育しているかという参考資料として文献調査を実施しました。それを踏まえて現地に入り、詳細に調査させていただきます。植物相の調査時期である早春は、実は相当早い時期で、3月初旬頃に調査を実施します。したがって、丈の低い草等も把握が可能と考えています。

委員：そうすると、早春に開花する植物を対象に調査するために、調査時期に早春を選定されているかと思ったのですが、早春と言っても3月下旬から4月中旬ぐらいまでが早春の植物の開花時期かと思います。開花時期だと花で識別できると思いますが、3月初旬では、見落とす可能性があるのではないのでしょうか。

事業者：今まで他事業での環境影響評価や植物の専門家へのヒアリングの段階で、植物調査に関して、不適とのご指摘を受けた経験がないため、そこまで検討をしたことがありません。また、環境影響評価手続きの準備書の審議段階で、現地調査で確認した種のリストも確認していただく、という流れで調査を実施しています。植物の調査については、植物専門の人間が調査を実施しており、見落とさないようにするのが当然のことですので、対応した上で調査をしたいと思っています。

また、4月に花が咲くような種については、今まで他事業の環境影響評価での調査でも確認しています。以前は、春季、夏季、秋季で調査を実施していましたが、最近では、早春を追加して調査を実施しています。取りこぼしが絶対にならないかと言われると何とも言えませんが、本日伺った意見も参考にさせていただきたいと思います。例えば、植物相調査ではありませんが、地衣・蘚苔類の調査は、草がほぼなくなった時期に調査に入るようにという指示をいただいていることから、その時期に調査を実施する予定です。

委員：なので、地衣・蘚苔類調査の時期はこれで妥当だろうと思います。

事業者：地衣類や蘚苔類も特殊ではありますが、それらの調査に入る者達も植物がわからないわけではないため、植物も含めて把握に努めていきたいと思っています。

委員：そうですね。もし、同時に調査ができるのであれば、それも併せて調査を実施できるような方法とかも検討していけるとよいかと思います。

事業者：もう1つご質問いただきました評価方法の具体性についてですが、基本的には植物は動かないものなので、その生育地点が消失するかどうか、という点を最初に考えます。生育地点が消失しなくても事業実施の環境で大きな影響を受けるような場合は、別に保全措置等を検討する必要がありますが、基本的には生息地が消失するかしらないか、ということが基準になるかと思います。重要種以外の普通種については、基準を設定することが非常に難しいと思いますので、現時点ではお答えするのが難しいです。

委員：希少種というよりは、文献調査からリスト化されている中での絶滅危惧種のランキ

ングよりも上がっていることが、あり得るといことも想定するべきではないでしょうか。現地で重要種を確認した場合、その場所を消失させてしまって終わりなのか、もしくは何か保全対策のようなことを検討すべきなのか、ということを考えるべきではないでしょうか。

事業者：現地調査を実施後に、重要種の選定基準の改定等があるかもしれない、ということは十分把握しています。現地調査後の時点では、まだ保全対策は実施しません。準備書を作成後、審査を受けて評価書を作成し、その後に事後調査がスタートしていきます。

調査や図書の作成時点では、最新版の選定基準に基づいて評価をしていきますが、調査時は一般種だったものが、1年か2年経った後で重要種に選定されたものに関しては、もう一度調査をした上で改変区域に生息していれば対策をとる、という形になります。

委員：普通種ではなくて、現時点でリストに上げられているようなものについてはどうでしょうか。

事業者：重要種のリストは、平成や昭和の時代も含めて事業実施区域の周辺で過去に実施された調査の結果を表にしたものになります。

委員：それらに加えて、最近のレッドデータ、データリストとかも使用されているということでしょうか。

事業者：文献で種名は上げられているものに関しては、最新版のレッドリスト等を参考に選定しています。

事務局（地球温暖化対策課）：委員のご質問は、周辺が開発されているので、事業を実施される地域以外で普通に発見された種よりも、その地域ではより重要になってくるのではないのでしょうか、という意味合いですよね。

委員：そうです。

事業者：現状から、将来の重要種の選定状況等はわからないので、非常に答えるのが難しいです。

委員：レッドリストに掲載されていないような種についてではなくて、絶滅危惧ⅠB類に選定されていたものがⅠA類に変更になる、といったランクが変動する可能性があるのではないのでしょうか。

事業者：NT、準絶滅危惧以上の種については、基本的にはすべて対応します。また、DD、情報不足に該当する種についても対応します。基本的にランクに応じてというよりは、重要種のリストに該当するものについては、総じて何かしらの保全措置を検討していく必要があると考えています。

委員：わかりました。このリストに挙げられている種については、もし現地調査で確認された場合には何か対策をとられるということですね。

事業者：その通りです。

委員：質問になりますが、DD と LP、地域絶滅の懸念に関する種は、植物の重要種のリストの中にはありませんでしたが、調べたけれども文献には存在しなかったということでしょうか。

事業者：仰る通りです。LP、DD に関しても基本的に除去をしていません。例外としては、多度町史等の文献に出てくる種はすべてリストアップが可能ですが、県のレッドデータブック等で生息地のメッシュが公開されていない種ですと、どこに生息しているかわからないことから、選定基準に関わらずリストアップができていません。もし、その他の文献で、近傍において過去に確認されているものがあれば、リストに挙げています。

委員：わかりました。もう 1 点、調査の手法の対象にはキノコ類が記載されていますが、文献調査からの重要種のリストにはキノコ類はないということでしょうか。

事業者：文献上で確認されなかったという可能性があります。

委員：キノコの調査は、具体的にはどのような方法でしょうか。

事業者：基本的に相調査なので、確認されたキノコ類に対して、調査時のレッドデータブック等の基準に沿って重要種に該当するかどうかを確認します。もちろん、調査を実施する者も、事前情報としてどのようなものが重要種に該当するかを把握した上で調査します。キノコは、現段階での既存情報では該当がなかった、もしくは既存情報がなかったと考えていただければいいです。

委員：わかりました。ありがとうございます。小さいところですが、80 頁の目名がナラってなっているところは、これで正しいですか。

事業者：これは誤字で、正しくはバラです。

委員：また、間違いではありませんが、78 頁のクサスギカズラ目については、現在、キジカクシ目となっています。79 頁のミズギボウシのクサスギカズラ科もキジカクシ科に変更されています。

事業者：82 頁の注 1 に記載していますが、方法書の作成段階では令和 2 年時点の「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」をベースに作っています。その記載に準拠しているため、修正を要するならば修正いたします。

委員：最後、85 頁の植生図は、例えば、現在開発を進められているところも含めて広く植林地等に分類されていますが、今後、この事業の環境影響評価手続きを進められるにあたって、現在開発中の区域も地図として更新されていくのでしょうか。

事業者：85 頁を含めて、方法書の第 3 章は既存資料調査になります。85 頁の図の右下に記載していますが、この図は平成 21 年段階の自然環境保全基礎調査のデータを基に作成しています。従って、現時点での状況が反映されていない部分はあります。準備書の作成に当たっては、作成前に行う現地調査の中で植生調査を実施し、事業地から 200 メートルの範囲になりますが、今回の調査の結果に基づいた植生図を作成します。

委員：先に、この事業のあり方というか、事業者である土地区画整理組合設立準備委員会

が、どういう構成のものなのかお伺いさせていただきたいと思います。特に桑名市は、この委員会に対して、どのような関係で、小委員会に出席されているのでしょうか。

事業者：今回の事業は、地元の方からこの地域で事業を始めていきたいということで、発起人が集まりました。組合はまだ設立されていませんので、地主の方やそれぞれの地区の人をまとめられるような人が集まっていただいて、今後、組合を立ち上げていくために、準備委員会を立ち上げました。その時に、桑名市や三重県に技術的援助を求めまして、今後、技術支援をしていただくという段階です。

委員：何故、このようなことをお伺いしたかということ、この事業計画地の辺りは桑名市の都市計画マスタープランにおいて「生産・物流地域」に定められていることから、今回の事業も含めて複数の工業団地の造成が行われていると思います。今回の事業に隣接している、あらめ池のすぐ北の区域についても開発されていますが、本来は桑名市として、それらの複数の事業をまとめて環境影響評価の手続きを実施するべきだと思います。桑名市は、そういうことをどのように考えておられるのか、最初にお伺いしたかったのですが、いかがでしょうか。

オブザーバー（桑名市）：今ご質問された、桑名市との関わり合いについてですが、先ほどご説明させていただきましたように土地所有者の方々が組合を作ろうとして、技術的援助を土地区画整理法に基づき、桑名市役所と三重県に要請しました。

その関係で、桑名市の都市整備課が法に基づいて技術的援助をしています。そして、桑名市の企業誘致課は土地区画整理組合事業により計画地を造成した後の、企業誘致の段階に関係してくる予定です。今後の動向を確認したいということもありましたので、本日の小委員会に参加させていただいています。

そして、桑名市のマスタープランに基づいて、これだけ大きなエリアで少しずつ開発を進めていることから、このエリア全体で環境アセスに関する全体的な調査を桑名市がすべきではないか、というご質問についてですが、桑名市のマスタープランでは、あくまでも土地利用の構想で、各種法令が引っかかって事業が実施できない場所もあります。桑名市が造成を実施する場合であれば、桑名市が環境影響評価手続きを実施することもあるかと思いますが、民間による開発や個別の土地区画整理といった、個々の事業で造成を実施します。桑名市都市計画マスタープランで、「生産・物流地域」に指定しているところを全て工業団地に整備できるかということ、そうとも限らないため、桑名市としては、環境アセスメントを全体的に実施するというような形には至ってはいません。

委員：あまり納得もしていませんが、そのようにバラバラに造成された結果、この地域は環境アセスメントの対象になりますが、面積が小さいところは対象にならない。そのため、桑名市が天然記念物に指定しているヒメタイコウチの生息を確認する間もなく生息地が失われている、ということがあると思うんですね。

事業者：ヒメタイコウチについては、土地を改変するという計画があれば、市の所管部署



であるブランド推進課と協議してヒメタイコウチの生息の確認をまず行います。そこで1匹でも確認できたら、委員の方に諮りながら保存管理計画をやっていきますので、取りこぼすということはないと考えています。

委員：それは素晴らしいことで、取りこぼさないというのはすごい自信だと思いますが、そういうことが可能なかどうか、少し疑問ではあります。しかし、少しは理解できました。ありがとうございます。

そして、もう1点、204頁の地下水の調査手法と予測手法を見ましたが、地下水の流れを把握することは、大事だと思います。特にこれだけ広く開発をされる場合は、例えば、下流の湿地がどうなるかを予測する上で、地下水の流れが非常に大事であると思います。幹事意見でもあったと思いますが、204頁に記載されている調査及び予測の手法で地下水を把握することは難しいかと思います。何か新たな手段を講じられるのでしょうか。あるいは、204頁の調査手法だけで、地下水の流れも予測する予定でしょうか。

事業者：適切な測定ができる位置に井戸がなければ、観測井戸を掘ることも考えています。観測井戸を何ポイントか設けて、どちらに地下水が流れているかを確認したいと考えていますが、ここは非常に複雑な地形になっていますので、少し掘った程度ではわからないかなと考えています。できる範囲で調査して、その結果を踏まえて検討していこうと思っています。

委員：幹事意見に対する見解として、現地調査において地下水の流向等の把握に努め、影響の有無を検討していきたいということを書いておられますので、調査をしっかりと実施していただきたいです。

委員：まず動物、鳥類に関して、質問させていただきます。

64頁に文献調査に使用した文献のリストが記載されていますが、鳥類に関して言えば2018年に全国鳥類繁殖分布調査が出ており、その後、越冬調査に関する報告書が出ています。少しメッシュは粗いのでピンポイントの情報ではありませんが、それらも参照をされるといいと思います。そして、文献調査で確認された種が68、69頁に記載されていますが、今日の現地調査で見た状況からすると、ミゾゴイが確認される可能性も考えたほうがいいかと思います。フクロウの夜間調査は予定されていますが、ミゾゴイも対象になるように調査を実施されるとよいかと思います。

それから、文献には挙げられていませんが、三重県のサシバのゾーニングマップでこの地域を確認したのか、お伺いしたいです。

あと、生態系のところでオオタカやサシバ、ノスリが上位種として想定されていますが、事前情報として猛禽類の調査の対象となりそうなものを、ある程度把握できているのか、お聞きしたいです。

事業者：最初に言われました文献等につきましては、また準備書の段階で反映させていただくようにします。

それから、サシバのゾーニングマップについては見落とししていましたので、また確認をしてこれも記載をするようにいたします。

三つ目のご指摘は、今の現在の周辺の状況ということによかったでしょうか。

委員：いや、猛禽類は何を基にした情報か、ということですね。

事業者：過去の文献等からは、周辺にオオタカがいるということを情報として把握はしています。おそらく調査をすれば、サシバ等も飛来は確認できるかと思いますが、今後の現地調査の中で、把握をしていきたいと考えています。

委員：それから、動物以外のことについて、今日の現地調査でも見ましたが、事業実施区域の北側で開発事業が進んでいました。この隣接する工事のスケジュールと今回の工事のスケジュールが重なってくる可能性等は把握されているのでしょうか。それが結局、騒音等にも累積的に影響してくるのではないのでしょうか。今、測定を実施したら、今の工事状況での車両を測っていることになるわけですが、スケジュールが重なるのか、今回の事業実施時に工事が終了しているのであれば、事業実施区域北側の供用後の台数を踏まえた上で予測及び評価が可能なのか、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

事業者：まだ周辺の各工事関係者の方と工事工程に関して情報共有を行ったわけではないですが、今後、今回の事業実施区域において、供用を開始する時期をある程度想定をしまして、その段階での他の事業区域での供用時の車両との累積的な影響を加味したいとは考えています。工事中に関しましては工事期間の一時的な状況になりますので、供用後のみ、累積的な影響を把握したいと考えています。

委員：しかし、工事車両の影響も大きいと思います。

事業者：この事業が工事を開始するまで、早くて3年程度はかかると思います。おそらく、北側で工事中の事業については現在すでに工事を開始していることから、工事期間が重なることはないと考えています。

オブザーバー（桑名市）：我々が聞いている限りでは、現在着手している造成工事の工程が順調に進めば、この多度町南部のエリアとは造成工事が重なることはない見込です。しかし、あくまでも予定のため、今後、工事が長引く等のことがあれば、対応は可能でしょうか。

事業者：もちろん、他の事業者からの協力が得られて、使用している重機等の情報が明らかになれば、そこまで難しいものではないため、複合した予測は可能です。

委員：造成だけではなく、その場所に誘致された企業の建物を建設する工程は造成後に実施されることから、他の工事車両が動いている可能性はあるかと思います。

あともう1点、228頁に景観の予測手法が記載されています。造成地に加えて、工作物の存在についても予測されるということですが、現時点でまだ誘致企業は決まっていません。工作物の最大の高さ等をある程度想定して、建物を建設後の状態で景観予測をされる予定でしょうか。

事業者：誘致している企業を把握できない以上、あくまでも、想定のベースで予測するこ

とになります。

委員：想定でも、一応建物が建った状態での予測は実施されるということですね。

事業者：もちろん、その通りです。

委員：北側に VP-3 という景観調査地点がありますが、現在事業実施区域の北側に別途、工業団地を造成されています。その場所の工作物の想定も含めて予測するのか、今回の事業だけの予測なのか、お聞きしたいです。

事業者：現段階での回答が非常に難しいです。例えば、調査段階までに北側の区域の工作物が建設済みであれば、予測結果に反映できます。または、北側の造成事業の事業者から情報が得られれば、概測して予測結果に反映することは可能だと思います。手前の建物に遮蔽されて、どの程度、景観に影響があるのか、実際の状況に即した形で予測すべきであると思いますので、情報が得られれば予測するように努めたいと思います。

委員：この地域において建てられる建物の最大高さ等の規制値はあるのでしょうか。

事業者：現時点では明確にはわかりませんが、基本的には、高さ制限はありません。

委員：水生生物に関して、いくつかご質問させていただきます。まず 88 頁以降の重要種のリストについて、基本的に水生生物としては、淡水魚類、淡水産貝類、付着藻類がカテゴリーになっていまして、両生類や水生昆虫は、陸生動物の方でリスト化されているかと思えます。そして、水生生物の調査地点は 7 ヶ所あり、陸生動物の調査地点は、水生生物とは違う場所で何ヶ所かあります。例えば両生類、カエルのように陸上に行く種はまた別かもしませんが、水に依存しているような両生類や水生昆虫類については、水生生物と陸生動物のどちらの地点で調査をされる予定なのか、ということをお教えいただきたいです。

事業者：今回のご指摘では、サンショウウオの類やイモリを想定されているかと思えますが、基本的に両生類、爬虫類については、水があるエリアでの任意調査の中で見ていきますので、トラップ等をしかけて調査することは想定していません。もし、それが水生生物調査の中で確認されれば、両生類の記録として反映する、ということになります。

実際に、陸生の動物の中の昆虫類相の中にいわゆる水生昆虫も含まれていますが、実際は、水生昆虫は底生生物や表層で生息しているものを含めた調査で確認するものが中心になります。

また、ライトトラップで水生昆虫を確認した場合は、昆虫類調査の結果として取り扱う、ということにもなると思います。

委員：というのも、特に水生昆虫や両生類について、水生生物の調査地点と陸生動物の調査地点の両方において、両者が想定されるようなハビタットが入っていない気がしています。したがって、88 頁にリストアップされている生物の有無について調査をされるのであれば、これらの生物が生息していそうな環境で調査を実施することが重要かと思えましたので、質問させていただいたところです。

この辺りについては、現在は方法書の段階ですので、今後、調査地点を新たに増やしていく、或いは変更していくということは可能ということによろしいでしょうか。

事業者：必要に応じて変更することは可能です。基本的に、現在は植生図をベースにして調査地点を設定していますので、具体的な調査については任意調査でカバーすることが多いかと考えています。もし、具体的にこの地点を変えるべき、等のご意見があれば、検討させていただきたいです。

委員：わかりました。実際に今日の現地調査で、ヒメタイコウチを確認した場所もありますが、その地点は、現在、陸生動物及び水生生物の調査地点のどちらにも含まれていないと思いますので、そういった場所は地点に入れていくべきではないかと思っています。

あと、先ほど委員のご意見に対する回答で、レッドデータブック等において、余りに希少なためにメッシュの状態での生息地点を公開していない生物はリストに入っていないと仰っていたかと思いますが、逆に、それは三重県内のどんな場所であろうとリストに含めていくべきだと思います。公開していないだけで、そこにいるかもしれないわけですから。公開されていないから、いるかもしれない生き物リストに含めないというわけではなく、確認されないかもしれないがリストには入れておき、いる可能性を踏まえた上でそのアセスメントをしていく、という方向性が重要だと思います。

それを踏まえてですが、今回の調査範囲内において、三重県の絶滅危惧のIA類のトウカイヨシノボリがいる可能性というのは十分にあると思います。情報があまりにもなさすぎて、過去の文献情報には当然出てきていないと思いますが、確認できる可能性はあります。あとは、ホトケドジョウもかなりの確率で生息しているだろうと思いますので、そういったものがあるという前提で今後調査を進めていただきたいと思います。

委員：226頁の図6.11を見ると、今回の事業計画地周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、NTN総合運動公園とノザキ製菓アイリスパークということですが、これらの場所は、走る人のための場を提供しているだけの場であり、人と自然との触れ合いの活動の場ではないと思います。これは事業者に言うべきことではありませんが、今回の小委員会に来ている桑名市役所の方が、どのような考えをお持ちかということをお聞きしたいです。この地域で少しずつ工業団地を造成していき、最終的に丘陵地が全てなくなってしまう、工業団地や倉庫が林立する場所に桑名市はしてもいいんですか。やはり、人と自然との触れ合いの活動の場という以上は、その自然景観の中で人が林や生息する動植物と触れ合うことができる場にしないと、結局、この地域は工業団地だけの場所になってしまうと思います。近隣の市町には、人と自然との触れ合いの活動の場と言える場所がありますが、桑名市は丘陵地を削ってしまって、そのような場所は1つありませんよね。そういうことを、歴代市長の方も含めてきちんと考えているかということをお聞きしたいです。御出席されている桑名市役所の方は、私の意見を聞いて具体

的に人と自然との触れ合いの活動の場を作らなければならない、という気持ちでおられますか。

オブザーバー（桑名市）：人と自然との触れ合いとは少し違うかもしれませんが、事業実施時の関係法令の森林法や開発許可の手続きの中で、ある一定の緩衝帯として造成森林や残置森林を残すということがあります。それが触れ合いかというところではありますが、山を全部削ってしまうということではなく、一定規模、残す形にはなります。

それから、都市計画の方は景観計画というものがありますので、建物ばかりにするのではなく、その敷地の中で、なるべく植樹や緑地等の配慮を事業者の方にさせていただくように、指導をさせていただいています。

人と自然との触れ合いの活動の場というところ、各個別の事業ではそのようなものはないのですが、陽だまりの丘という比較的大きめな区画整理事業では、団地の外周に遊歩道を設けて自然との触れ合いを創設したところもあります。

委員：桑名市は、都市計画マスタープランの「生産・物流地域」として設定している部分全体に工業団地を誘致する、ということが先にありきの考え方をしていると感じています。これからは、そういう工場ばかりではなく、人と自然との触れ合いも大切にする、そのような都市づくりをしていかないといけないですよということを間接的にも結構でするので、市役所内にお伝えください。よろしくお願いします。

委員：先ほどの委員の意見に対する回答の残置森林や景観法は、法律で決まっていることですので、そういうことではないと思います。ちなみに、陽だまりの丘は桑名市が先導又は誘導して、人と自然との触れ合いの活動の場を創設されたのですか。

オブザーバー（桑名市）：UR都市機構が事業自体を進めていましたが、陽だまりの丘の外周の遊歩道については、桑名市も一緒に事業を進める中でUR都市機構と計画を立てていたということで、市も率先して実施したと考えています。

委員：そのようなことを、今回のような工業団地等の開発にあたっては実施してください、というのが委員の意見だと思います。法律を守っているから、山や森林が残っていますというのは、それは当たり前の話ですよ。

オブザーバー（桑名市）：民間による開発においても、市が率先して条件を付して効力を持たせるといっていいのでしょうか。

委員：ある程度そういうこともあり得るのかなと思います。そうでなければ、法律を守っているだけで、人と自然との触れ合いは特に大事だと思っていない、と言っているのと一緒だと思います。

それでは、調査方法のことをお話させていただきます。ヒメタイコウチのことについてですが、ヒメタイコウチは陸生動物という位置付けでしょうか。

事業者：基本的にはそうです。

委員：それでいいと思いますが、その細かい調査方法が方法書に記載されているのかどうか、教えていただきたいです。

事業者：それは書いていません。

委員：ということは、213 頁の TR-1 から TR-7 までの調査地点ではなくて、ピットフォール等を含めて、別枠でヒメタイコウチの調査を実施されるということですね。

事業者：そのように想定しています。

委員：そうであれば、やはり、具体的な調査場所を示していただきたいです。非公開の情報、調査計画として示していただかないと、私もコメントができないと考えています。

どのあたりにトラップを仕掛けるか、等の現段階での計画を教えてください。

事業者：従来の我々の調査手法ではトラップを仕掛けないことが多く、見つけ取りの手法が基本です。個体数推定を行う場合には、植生ごとにコドラートもしくはラインセンサスの形で、その場所の植生を刈る等の人為的な影響を与えて、ヒメタイコウチが動き出してくる場所で、見つけ取りを行うということを基本の形式として調査を実施することが多いです。

特に個体数推定に至ってくると、並行して実施する地質調査等で得られる湧水のポイント等の情報を加えて、調査を繰り返していくことが多いです。現段階で把握している地形情報から考えれば、例えば [REDACTED] は調査すべきポイントではあると思います。また、それ以外の湧水地の場所も重点的に調査をすべき場所だとは認識をしております。

委員：そのような、どこを調べるかという情報をなるべく早く明らかにしていただいて、調査実施前、今回の方法書の知事意見を出す前に確認したいですね。

事業者：調査地点等の調査計画をお示しの方が望ましいということは承知していますが、調査計画は基本的に準備書に至るまでに、その他の色々な調査を複合的に反映して作成していくこととなります。

委員：しかし、方法について審議をしたいのに、それは事業者側にお任せください、というのはどうなのでしょう。特に、ヒメタイコウチが一番大事なものだと思います。

事業者：現在の植生図や、空中写真等で確認した現地の状況、過去の空中写真等を踏まえて、おそらくこの地点は調査が可能だろうという予測を立て、調査地点や手法を記載した調査計画書というものを、知事意見までに計画してお示します。

委員：先ほどご説明いただいた通り、[REDACTED] は当然調査をされるだろうと私も思いましたし、現段階でわかっていることだけでも、まずはお示しいただきたいです。そうすると、こちらからも色々フィードバックできるかと思います。

見つけ取りも有効というか、効率がいいような気はしますが、予想外のところに生息している可能性もあるので、やはりピットフォールも併用された方がいいのではないかと思いますね。

事業者：ピットフォールもいいと思いますが、例えば万が一、雨が降ったとき等に溺死させ

てしまう可能性もありますので、そのリスクも考慮すると見つけ取りの方が個体の維持という観点から見て、安全側に立った手法かと考えています。

委員：みどり共生推進課とも相談をされた方がいいと思います。底のないピットフォールみたいなもの、或いは浸透柵型ピットフォール等も有効だと思います。

事業者：過去に他の案件でピットフォールを用いて調査を実施されていることは、理解しています。降雨時にすぐピットフォールを回収する等の対応が難しいため、一番個体を殺さずに調査が可能なのは、見つけ取りだと思っていますが、検討させていただきます。

委員：もちろん、調査の時点だけを見れば、見つけ取りの方が殺さないとは思いますが。ピットフォールは確かに死ぬ危険性もあると思いますが、調査で見逃してしまった場所は開発されてしまうことが想定されるので、メリットとデメリットを考え、みどり共生推進課とも相談された上で調査手法を検討されるとういと思います。

委員：現地の状況について、今日の現地調査で見えていないところについては、はっきりとはわかりませんが、方法書の調査地点を見ると、事業実施区域の東側の谷のあたりが対象になっていない気がします。過去の空中写真を見ても、水田や棚田が存在したわけではありませんが、このような谷の部分も、もっと調査をした方がいいのではないかという気があります。任意調査が可能な道があるのかどうかはわかりませんが、その点をお聞きできればと思いました。

事業者：今のご意見はヒメタイコウチ等を想定されてのご意見でしょうか。一応、特に谷部での水が溜まりやすいような場所等において、それぞれの種の生態的特性に留意して、その種に応じた調査を実施していきたいと思っています。

桑名地域防災総合事務所：桑名市にお伺いしたいのですが、都市計画道路の桑名北部東員線が計画されているかと思います。今、私共が把握しているのは、桑名市播磨西部土地区画整理事業、多度御衣野南部工業団地開発事業、そして今回の事業と、少なくとも3つの事業がそれぞれで開発されています。まだ残っているところもありますが、それも民間の方が整備されるということなんですか。ご存知でしたら教えてください。

オブザーバー（桑名市）：私の知る範囲の中で、答えさせていただきたいと思います。

今回のエリアも含めた東西に走る桑名北部東員線という都市計画道路ですが、仰った3か所のところにつきましては、開発、もしくは区画整理に伴って道路がつきます。それ以外の道路の計画については、道路単体で進めていくと聞いています。

事務局（地球温暖化対策課）：今日の小委員会でも、複数の委員の先生方からのご指摘がありました。やはり周辺の開発による累積的な影響が懸念される場所かと思っています。桑名市がオブザーバーの立場で入られているということもありますので、この方法書にも記載されていないような新たなアセスとなる事案も含めて、調査結果等を事業者間

で共有していただくように、お願いしたいと思います。その上で、準備書において、どの程度のエリアまでを予測評価の対象とするか、ということを実時点ではどのようにお考えでしょうか。

事業者：今後、予測評価をしていく地点を想定しますと、事業実施区域の西側にあるテックベース桑名という工業団地は既に供用開始しているので、現況調査の結果にその影響は含まれます。それから、今回、事業実施区域の北西部に多度力尾東部地区の地区計画の一部が完成しており、現地調査をする段階ではその建物は供用を開始していると思いますので、それも現況調査の結果に含まれると思います。したがって、複合的に予測する対象としては、事業実施区域の北側のあらめ池周辺の多度力尾東部地区の地区計画の開発中の部分、東側の多度御衣野南部工業団地、この2つが複合影響として想定できるかと考えています。実行可能かどうかは、今後の協議次第になります。

事務局（地球温暖化対策課）：もう1つ、猛禽類の調査地点についてです。現在、視野図は示されていませんが、丘陵地域の周辺ということもあって、広く見られる地点が少ないのではないかと思います。例えば、周辺の企業の建物の屋上に調査地点を設ける等の協力が得られるのであれば、理想的な視点を設けていただくことをお願いしたいです。現時点での視野図を示していただくことは可能でしょうか。

事業者：それは、いつまでにお示ししたらよいでしょうか。

事務局（地球温暖化対策課）：この審査において、必要であればお示ししたいです。

事業者：視野図を作成可能な適切なデータがあるかを確認したいため、持ち帰って検討させていただきます。

事務局（地球温暖化対策課）：先ほど、桑名市の方がマスタープランにおける「生産・物流地域」というのは、将来こうなったらいいな、と思われる想定計画だと仰っていましたが、おそらく、今後このマスタープランの計画で開発が進んでいくかと思っています。これから開発するたびに環境アセスメントを実施されることもあるかと思いますが、その度に近隣の市道坂井多度線の周辺住民の方から、工業団地が出来たらまた交通量が増えるのではないかと、という不安の声が上がってくるという状態が何度も繰り返されるのではないのでしょうか。同じことを繰り返されるだけでは、住民の方々の不安は全く解消されないままです。可能かどうかはわかりませんが、この構想を今のまま進めていくのであれば、住民の方々の騒音や振動等の生活環境に対する不安が解消されるように、住民の方々とコミュニケーションする場を設けていただいたり、この構想をいい方向に変えていったりとか、そのようなことをご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

オブザーバー（桑名市）：桑名市としては、この問題を抜本的に解決するには道路を作ることが一番の解決策であると考えています。今、開発が進もうが進むまいが関係なく、現状で市民の皆さんがそのような声を上げていただいているということは、道路網が弱いということだと桑名市も把握しています。それを解消するためにも、環境も重視しつつ、



桑名北部東員線の早期完成を目指す方向で桑名市は動いています。

それと併せて、既に事業着手していただいている周辺の県道2路線も早期完成に向けて動いていただきたい、ということも桑名市から三重県に対し、非常に強く要望しているところです。

また、住民の方々とのコミュニケーションについては、先日も地元の代表者達と話し合いの場を持ちました。住民の方々が困っているということが、非常に伝わってきましたので、その際に要望されたことを桑名市としても行動しています。例えば、企業誘致課としては、各企業さんを回りまして、これまで過去にもお話しをしてきているのですが、トラック等が団地内を通行しないように、ということをお願いしています。また、土木課の方でも、警察や公安委員会と速度制限を設ける等の相談をしていると聞いていますので、なるべく住民の方々の不安を解消できるような形で計画を進めていきたいと思っています。